

台風接近に伴うキャンセル料に関して

2026年6月

キャンセル状況	提供活動に関して	その他
活動日の当日に、 暴風・暴風雪警報、危険警報（河川氾濫を除く）、特別警報発表 河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上（援助活動場所の地域） が発令された場合	キャンセル料は発生しない	
	・学校、幼稚園、保育所(園)は休校、あるいは自宅待機のため（いきいき事業も休業となる）、保護者も急遽休みをとるので、依頼の必要がなくなるため。 ・前日夜間に発表・発令され、当日にキャンセルの連絡となる場合もある。	
	※ 保護者が休めない場合、急遽の依頼もある。	
活動日の当日に、 暴風・暴風雪警報、危険警報（河川氾濫を除く）、特別警報 河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上（援助活動場所の地域） が解除された場合	キャンセル料は発生しない	
	・発表・発令中、学校等は休校である。 - 早朝に解除になっても、学校等は引き続き休校となり、保護者も引き続き休みとなるため。 ・解除の時間帯により、保育所ごとに被害状況等の様子をみて、受け入れ体制がとられるが、引き続き休業となることもあるため。	
	※ 保護者が出勤となる場合、急遽の依頼もある。	
活動日の前日に、 暴風・暴風雪警報、危険警報（河川氾濫を除く）、特別警報発表 河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上（援助活動場所の地域） が発令される可能性を予測した場合	キャンセル料は発生しない ・他の理由によるキャンセルと同様に、前日扱いとなるため。	
活動日の当日に、 暴風・暴風雪警報、危険警報（河川氾濫を除く）、特別警報発表 河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上（援助活動場所の地域） が発令される可能性を予測した場合	キャンセル料は発生する ・発表・発令されたのではなく、発表・発令されるだろうという前提のもとでの当日キャンセルは、依頼会員自身の判断であるため。	

※上記のような暴風・暴風雪警報、危険警報（河川氾濫を除く）、特別警報発表 河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上（援助活動場所の地域）の発令やインフルエンザ等感染症に伴う学級閉鎖、児童の登下校における安全配慮に基づく休園・休校等（警報が発令される、されないにかかわらず）、依頼会員によるキャンセルではなく、不可抗力と考えられるキャンセルの場合、キャンセル料は発生しない。（私立幼稚園・小学校等については、それぞれの規定による）

※その他の災害時の活動に関しては、『災害時等のファミサポの相互援助活動について（会員向け及びコーディネーター向け）』を参照のこと。（別紙10）